

# 介護付有料老人ホーム メビウス大和郡山

## 重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。

奈良県指定 第 2970301129 号

### 目次

1、事業主体概要	- 1 -
2、施設概要	- 1 -
3、事業主体が当該都道府県内で実施する他の介護サービス	- 2 -
4、従業者に関する事項	- 3 -
5、サービスの内容	- 5 -
6、利用料金	- 11 -
追加事項 個人情報保護方針	- 13 -
追加事項 個人情報の利用目的	- 14 -
追加事項 重度化した場合における対応に関する指針	- 15 -

## 1. 事業主体概要

事業主体名	いりょうほうじん こうじんかい 医療法人 康仁会	
所在地	〒630-8041 奈良県奈良市六条町102-1	
代表者名	役職	理事長
	氏名	吉岡 伸夫
連絡先	電話番号	0742-35-1121
	FAX番号	0742-35-1160
	ホームページ	<a href="http://www.nishinokyo.or.jp/">http://www.nishinokyo.or.jp/</a>
設立年月日	昭和61年10月1日	

## 2. 施設概要

名称	かいごつきゆうりょうろうじんほ一む めびうすやまとおおりやま 介護付有料老人ホーム メビウス大和郡山	
所在地	〒639-1134 奈良県大和郡山市柳1丁目14番1	
連絡先	電話番号	0743-55-5588
	FAX番号	0743-55-5589
	ホームページ	<a href="https://www.nishinokyo.or.jp/kaigo/mebius/">https://www.nishinokyo.or.jp/kaigo/mebius/</a>
管理者名	職名	施設長
	氏名	荒井 誠
開設年月日	平成23年6月1日	
施設までの主な交通機関	近鉄橿原線 「近鉄郡山駅」 下車 徒歩 5分	
入居定員	70名	

### 【厚生労働省の定める表示事項】

類型	介護付有料老人ホーム（一般型特定施設入居者生活介護）	
表示事項	利用料の支払い方法	月払い方式
	入居時の要件	入居時 自立・要支援・要介護
	介護保険	奈良県指定介護保険特定施設（一般型特定施設）
	介護居室区分	全室個室
	介護にかかわる職員体制	2.5 : 1 以上
介護保険事業所番号	2970301129	
事業の開始年月日	平成23年06月01日	
指定の年月日	平成23年06月01日	
指定の更新年月日	令和05年05月31日	

### 3. 事業主体が当該都道府県内で実施する他の介護サービス

#### 【居宅サービス】

介護サービスの種類	事業所の名称	所在地
訪問介護	メビウスまほろば	奈良市六条西4-6-20
訪問看護	西の京訪問看護 ステーションかがやき	奈良市六条町99-2
通所リハビリステーション	老人保健施設 ロイヤルフェニックス	奈良市六条町99-2
通所介護	メビウスまほろば	奈良市六条西4-6-20
一般型特定施設入居者生活介護	メビウス大和郡山	大和郡山市柳1-14-1
特定施設短期入所生活介護	メビウス大和郡山	大和郡山市柳1-14-1
サービス付高齢者向け住宅	メビウスまほろば	奈良市六条西4-6-20
居宅介護支援	メビウスまほろば 居宅介護支援事業所	奈良市六条西4-6-20
居宅介護支援	ロイヤルフェニックス 居宅介護支援事業所	奈良市六条町99-2

#### 【居宅介護予防サービス】

介護サービスの種類	事業所の名称	所在地
介護予防訪問介護	メビウスまほろば	奈良市六条西4-6-20
介護予防訪問看護	西の京訪問看護 ステーションかがやき	奈良市六条町99-2
介護予防通所リハビリステーション	老人保健施設 ロイヤルフェニックス	奈良市六条町99-2
介護予防通所介護	メビウスまほろば	奈良市六条西4-6-20
介護予防特定施設入居者生活介護	メビウス大和郡山	大和郡山市柳1-14-1
介護予防特定施設短期入所生活介護	メビウス大和郡山	大和郡山市柳1-14-1

#### 【施設サービス】

介護サービスの種類	事業所の名称	所在地
介護老人保健施設	老人保健施設 ロイヤルフェニックス	奈良市六条町99-2
介護医療院	西の京介護医療院 やすらぎ	奈良市六条町99-2

#### 【地域密着型サービス】

介護サービスの種類	事業所の名称	所在地
認知症対応型共同生活介護	グループホーム メビウスまほろば	奈良市六条西4-6-20

#### 4. 従業者に関する事項

【有料老人ホームの人数及びその勤務形態】

令和5年7月1日 現在

実人数	常勤		非常勤		合計	常勤換算 人数
	専 従	非専従	専 従	非専従		
施設長	1	0	0	0	1	1.0
生活相談員	1	0	0	0	1	1.0
看護職員	2	0	2	0	4	3.85
介護職員	28	0	1	0	29	28.78
機能訓練指導員	1	0	0	0	1	1.0
計画作成担当者	1	0	0	0	2	1.0
栄養士	0	0	0	外部委託	0	0.0
調理員	0	0	0	外部委託	0	0.0
事務員	1	0	0	0	1	1.0
その他従業者	0	0	1	0	0	0.91
1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数				39.75		

\* 常勤換算人数とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の人数を常勤の従業者の人数に換算した人数をいう。

【従業者が有している資格】

延人数	常勤		非常勤	
	専従	非専従	専従	非専従
看護師	2	0	2	0
准看護師	0	0	0	0
社会福祉士	0	0	0	0
介護福祉士	24	0	1	0
介護支援専門員	2	0	0	0
社会福祉主事任用	0	0	0	0
実務者研修（介護職員基礎研修）	3	0	0	0
初任者研修（ホームヘルパー2級）	1	0	0	0
その他	0	0	0	0

【従業者である機能訓練指導員が有している資格】

延人数	常勤		非常勤	
	専従	非専従	専従	非専従
理学療法士	0	0	0	0
作業療法士	0	0	0	0
言語聴覚士	0	0	0	0
看護師及び准看護師	1	0	0	0
柔道整復士	0	0	0	0
あん摩マッサージ指圧師	0	0	0	0
夜勤を行う介護職員の人員	平均時の人数			3

【特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者の人数及びその勤務形態】

令和5年7月1日 現在

実人数	常勤		非常勤		合計	常勤換算 人数
	専従	非専従	専従	非専従		
生活相談員	1	0	0	0	1	1.0
看護職員	2	0	2	0	4	3.85
介護職員	28	0	1	0	29	28.78
機能訓練指導員	1	0	0	0	1	1.0
計画作成担当者	1	0	0	0	1	1.0
その他従業者	0	0	1	0	0	0.91
1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数				39.75		

\* 常勤換算人数とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の人数を常勤の従業者の人数に換算した人数をいう。

【従業者である介護職員が有している資格】

延人数	常勤		非常勤	
	専従	非専従	専従	非専従
看護師	0	0	0	0
准看護師	0	0	0	0
社会福祉士	0	0	0	0
介護福祉士	24	0	1	0
社会福祉主事任用	0	0	0	0
実務者研修（介護職員基礎研修）	3	0	0	0
初任者研修（ホームヘルパー2級）	1	0	0	0
介護支援専門員	0	0	0	0

【従業者である機能訓練指導員が有している資格】

延人数	常勤		非常勤	
	専従	非専従	専従	非専従
理学療法士	0	0	0	0
作業療法士	0	0	0	0
言語聴覚士	0	0	0	0
看護師及び准看護師	1	0	0	0
柔道整復士	0	0	0	0
あん摩マッサージ指圧師	0	0	0	0
管理者の他の職務との業務の有無			なし	あり
管理者が有している当該業務に係る資格等			なし	あり
			資格等の名称 介護福祉士・介護支援専門員	
特定施設入居者生活介護の利用者に対する看護職員及び介護職員の常勤換算方法による人数の割合	2.5: 1 以上			

【従業者の当該介護サービスに係る業務に従事した経験年数等】

令和5年7月1日 現在

	看護職員		介護職員		生活相談員	
	常 勤	非常勤	常 勤	非常勤	常 勤	非常勤
前年度1年間の採用者数	1	1	3	1	0	0
前年度1年間の退職者数	0	0	4	0	0	0
業務に従事した経験年数						
1年未満の者の人数	0	0	3	1	0	0
1年以上 3年未満の者の人数	2	1	7	0	0	0
3年以上 5年未満の者の人数	0	0	5	0	0	0
5年以上10年未満の者の人数	0	0	6	0	0	0
10年以上の者の人数	0	0	7	0	0	0

	機能訓練指導員		計画作成担当者	
	常 勤	非常勤	常 勤	非常勤
前年度1年間の採用者数	0	0	0	0
前年度1年間の退職者数	0	0	0	0
業務に従事した経験年数				
1年未満の者の人数	0	0	0	0
1年以上 3年未満の者の人数	1	0	0	0
3年以上 5年未満の者の人数	0	0	0	0
5年以上10年未満の者の人数	0	0	0	0
10年以上の者の人数	0	0	2	0
従業者の健康診断の実施状況			なし	(あり)

5. サービスの内容

【施設の運営に関する方針】

- ・「安心と信頼」を基本理念として、入居者の意思及び人格を尊重し常に入居者の立場にたったサービス提供に努めます。
- ・入居者の要介護度にかかわらず、心身の特性を踏まえて、残存能力に応じて自立した日常生活を営めるよう介護・日常生活の支援、機能訓練、健康上の配慮を行います。

【介護サービスの内容】

個別機能訓練加算の有無	なし	(あり)
生活機能向上連携加算の有無	なし	(あり)
夜間看護体制加算の有無	なし	(あり)
医療機関連携加算の有無	なし	(あり)
退院・退所時連携加算の有無	なし	(あり)
サービス提供体制強化加算の有無	なし	(あり)
口腔衛生管理体制加算の有無	なし	(あり)
口腔栄養スクリーニング加算の有無	なし	(あり)
ADL維持加算	なし	(あり)
科学的介護推進体制加算	なし	(あり)
介護職員処遇改善加算の有無	なし	(あり)
介護職員特定処遇改善加算の有無	なし	(あり)
介護職員等ベースアップ等支援加算の有無	なし	(あり)
認知症専門ケア加算の有無	(なし)	あり
入居継続支援加算	(なし)	あり
看取り介護加算の有無	(なし)	あり

協力医療機関	医療法人 康仁会 西の京病院
(協力の内容)	内科・循環器科・呼吸器科・外科・整形外科・脳神経外科・泌尿器科・リハビリテーション科・リウマチ科・血管外科・眼科・歯科 入居者の健康保持に必要な医療の提供、時間外・入院治療の受け入れを行う。
協力歯科医療機関	医療法人 康仁会 西の京病院
(協力の内容)	入居者に対する歯科の健康管理及び治療 歯科診療相談への対応、歯みがき、口腔ケアの各種指導を行う

【施設の入居に関する要件等】

自立している者を対象	なし	あり
要支援の者を対象	なし	あり
要介護の者を対象	なし	あり
留意事項	満年齢が60歳以上の方 伝染性の疾病（感染症）に罹患していない方 自傷・他傷の恐れのない方	

【短期利用に関する要件等】

自立している者を対象	なし	あり
要支援の者を対象	なし	あり
要介護の者を対象	なし	あり
留意事項	要介護の場合、30日以内の期間、介護保険の適用が可能 自立・要支援の場合、体験入居が可能 体験入居料：11,000円	

【入居後に居室を住み替える場合】

判断基準	入居者の心身の状態、生活への適応状況等により必要と認められる場合には、入居者の同意を得て、身元引受人の意見を聞き、移動する場合があります。	
追加的費用の有無	なし	あり
従前居室との使用の変更の有無	なし	あり

【契約の解除】

<p>入居契約書 第30条、第31条による 事業者の契約解除</p> <p>1. 甲は、乙が次の各号の1以上に該当し、かつ、そのことがこの契約における甲乙間の信頼関係を著しく害するものである場合には、乙に対し、1ヶ月間の予告期間を置いてこの契約の解除を通告することができるものとする。</p> <p>一 入居申込書に虚偽の事項を記載する等の不正手段により入居したとき。</p> <p>二 利用料等（家賃相当額、管理費、手厚い看護・介護職員に係る経費、食費）その他の費用の支払いを1ヶ月以上遅滞するとき。</p> <p>三 建物、付属設備又は敷地を故意又は重大な過失により汚損、破損又は滅失したとき。</p> <p>四 第9条（管理運営規程）、第19条（使用上の注意）、第25条（原状回復の義務）第1項、第26条（転貸、譲渡等の禁止）又は第27条（動物飼育の制限）の規定に違反したとき。</p>
--

- 五 乙の行動が他の入居者の生活又は健康に重大な影響を及ぼすとき又は、重大な影響を及ぼすと甲が判断する時。但し、乙の行動が特定の病因等に基づくものであると甲の指定する医師により判断され、乙が医療機関において通院・入院による治療を受けている場合等においてはこの限りではない。
2. 乙は前項の規定により甲がこの契約の解除を通告した場合には、その予告期間満了後、遅滞なくその居室を明渡すものとする。
3. 甲は、乙に対し、第1項による契約の解除通告に伴う予告期間中に、必ず、乙及び乙の身元引受人に弁明の機会を設けるものとする。
4. 甲は、乙に対し、第1項による契約の解除通告に伴う予告期間中に、必ず、乙の移転先の有無について確認し、移転先がない場合には、乙及び乙の身元引受人、その他関係者、関係機関と協議し、乙の移転先の確保につき協力するものとする。

#### 契約者の契約解除

1. 乙は、この契約を解除しようとする場合には、1ヶ月以上の予告期間をもって甲が定める契約解除届を甲に届出するものとし、その契約解除届出に記載された予告期間満了日（以下、本条において「契約終了日」という。）をもって、この契約を解除されるものとする。
2. 乙は、前項の契約終了日までに居室を甲に明渡すものとする。
3. 乙が、契約解除届を提出しないで居室を退居したときは、甲が乙の退居の事実を知った日の翌日から起算して1ヶ月経過した日をもって、この契約は解除されたものとする。
4. 上記第 1, 2, 3 項による契約終了時、利用料等（家賃相当額、管理費、手厚い看護・介護職員に係る費用）については月割清算とする。

#### 【契約の終了】

##### 入居契約書 第29条による

次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約は終了するものとし、甲及び乙は、これに対し異議を申立てないものとし、補償は求めない。

- 一 乙が死亡したとき。
- 二 甲が第30条（甲の契約解除）に基づき解除を通告し、予告期間が満了したとき。
- 三 乙が第31条（乙の契約解除）に基づき解除を通告し、予告期間が満了したとき。
- 四 天災、事変その他甲乙いずれの責に帰すことができない事由により本施設の使用が不可能となったとき。



【入居者の状況】

令和5年7月1日 現在

(1) 年齢別

	74歳以下	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90～94歳	95歳以上	計
男性	0	1	1	3	4	4	13
女性	1	3	4	13	20	14	55
計	1	4	5	16	24	18	68
最高齢	最年少	平均年齢	男性	女性	全体		
101	66		90.4	90.2	90.3		

(2) 入居

	R3年度				R4年度			
入居件数	23				23			
入居経路	在宅	医療機関	他施設		在宅	医療機関	他施設	
	7	10	6		8	13	2	
地域分布	大和郡山市	奈良市	奈良県下	他	大和郡山市	奈良市	奈良県下	他
	6	13	1	3	11	9	1	2

(3) 退居

	R3年度				R4年度			
退居件数	24				21			
退居理由	死亡	継続入院	在宅	他施設	死亡	継続入院	在宅	他施設
	7	17	0	0	10	9	0	2

(4) 在籍数・在居率

R3年度							R4年度						
4月	5月	6月	7月	8月	9月	平均 在居率	4月	5月	6月	7月	8月	9月	平均 在居率
69	70	70	68	69	70		60	62	65	60	59	57	
10月	11月	12月	1月	2月	3月	85.1%	10月	11月	12月	1月	2月	3月	84.9%
69	70	65	62	64	65		62	59	51	58	59	61	

(5) 要介護度

R3年度					R4年度				
認定区分					認定区分				
介護5	介護4	介護3	介護2	介護1	介護5	介護4	介護3	介護2	介護1
5.5	15.3	13.8	14.4	11.5	4.0	15.0	11.0	19.0	15.0
支援2	支援1	自立	平均要介護度		支援2	支援1	自立	平均要介護度	
7.0	3.0	0	2.54		3.0	2.0	0	2.43	

【施設、設備等の状況】

建物の構造	建築基準法第2条9号の2に規定する耐火建築物			なし	(あり)
	建築基準法第2条9号の3に規定する準耐火建築物			(なし)	あり
居室の状況	区 分		室数	人数	1部屋の床面積
	一般居室個室	(なし)	あり		m <sup>2</sup>
	一般居室相部屋	(なし)	あり		m <sup>2</sup>
	介護居室個室	なし	(あり)	70	18.00 m <sup>2</sup>
	介護居室相部屋	(なし)	あり		m <sup>2</sup>
	一時介護室	(なし)	あり		m <sup>2</sup>
共用便所の設置数	7	個室における便所の設置割合		100%	
個室便所の設置数	70	うち車イスの対応が可能な数		70	
浴室の設備状況	浴室の数	個室	大浴槽	特殊浴槽	リフト浴
		6	0	1	0
食堂の設備状況	入居者等が調理を行う設備状況			(なし)	あり
その他、共用施設の設備状況	受付、多目的ホール兼機能訓練室、応接室、洗濯室、健康管理室、サービスバルコニー、ルーフテラス（屋外機能回復訓練室）、食堂兼談話室、駐車場				
バリアフリーの対応状況	全居室、共用部分全てがバリアフリー仕様です。全居室入口は引き戸仕様、室内トイレはカーテン仕様です。共用廊下に手すり設置、全居室、共用廊下、共用施設全てにおいて車イスでの移動が可能です。				
緊急通報装置の設置状況	なし	一部あり		(全居室にあり)	
外線電話回線の設置状況	なし	(一部あり)		全居室にあり	
テレビ回線の設置状況	なし	一部あり		(全居室にあり)	

【施設の敷地に関する事項】

敷地の面積	698.68 m <sup>2</sup>		
事業所を運営する法人が所有	(なし)	一部あり	あり
抵当権の設定	なし		(あり)
賃借（借地）	なし		(あり)

【施設の建物に関する事項】

建物の延床面積	2435.86 m <sup>2</sup>		
事業所を運営する法人が所有	(なし)	一部あり	あり
抵当権の設定	なし		(あり)
賃借（借地）	なし		(あり)

【入居者からの苦情に対応する窓口等の状況】

事業主体や施設に設置している入居者からの苦情に対応する窓口・担当者		
窓口・担当者	事務室 施設長 荒井 誠	
電話番号	0743-55-5588	
対応している時間	平日	9:00 ~ 17:30
	土曜	9:00 ~ 17:30
	日曜・祝日	9:00 ~ 17:30
定休日等	なし	
上記以外の利用者からの苦情に対応する主な窓口等		
窓口の名称/電話番号	① 医療法人康仁会 西の京病院	0742-35-2500
	② 大和郡山市 介護福祉課	0743-53-1151
	③ 奈良県国民健康保険連合会 苦情相談	0744-29-8311
対応している時間	平日	① 8:30 ~ 17:00 ②③ 9:00 ~ 17:00
	土曜	① 8:00 ~ 12:30 ②③ なし
	日曜・祝日	③ なし
定休日等	①②③ 日曜・祝日 年末年始	

【サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応】

損害賠償責任保険の加入状況		
なし	①あり	1 事故 1 億円 (損害保険ジャパン日本興亜株式会社)
その他、介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応に関すること		
なし	①あり	(内容) 万一、事故が発生した場合には「事故発生対応マニュアル」に従い、入居者の生命、安全を第一に対応します。 事故発生時の状況及び対応を文章化、その原因を解明するとともに、入居者・ご家族へ報告し事故の発生防止に努めます。また、事故の状況によっては市町村をはじめ関係諸機関に報告します。

【サービスの提供内容に関する特色等】

なし	①あり	・医療法人が運営しており緊密な医療連携により医療面での高い安心と満足を得られるよう努力いたします。また、入居者の方の状態により病院一般病棟、老健施設、病養病棟のスムーズな利用も可能です。 ・近鉄郡山駅や大和郡山市役所に近く、市内中心部に立地しており生活の利便性を感じていただけると確信しております。また全戸南向きで眺望も良く、快適に暮らせる環境を提供いたします。
----	-----	--

【入居希望者への事前の情報開示】

入居契約の雛形	①	入居希望者に公開	2 入居希望者に交付	3 公開していない
管理規定	①	入居希望者に公開	2 入居希望者に交付	3 公開していない
事業収支計画書	1	入居希望者に公開	2 入居希望者に交付	③ 公開していない
財務諸表の要旨	1	入居希望者に公開	2 入居希望者に交付	③ 公開していない
財務諸表の原本	1	入居希望者に公開	2 入居希望者に交付	③ 公開していない

【入居者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等】

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況				
なし	あり	実施した年月日		
		当該結果の開示状況	なし	あり
第三者による評価の実施状況				
なし	あり	実施した年月日		
		実施した評価機関の名称		
		当該結果の開示状況	なし	あり

【秘密保持】

(1) 従業者は正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らしません。
(2) 従業者であった者に、業務上知り得た入居者、又はその家族の秘密を保持させる為従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとします。
(3) 事業者は、入居者又はその家族から予め文書で同意を得ない限り、ケアカンファレンスにおいて、入居者又は家族の個人情報を用いません。

【非常災害対策】

(1) 災害時の対応 メビウス大和郡山消防計画書に従い迅速に対応いたします。
(2) 防災訓練 年2回実施
(3) 防災設備 消火器具、スプリンクラー設備、自動消火設備、自動火災報知設備、非常警報器具及び設備避難器具、誘導灯及び誘導標識、連結送水管、非常電源（自家発電設備、蓄電池設備）

【緊急時の対応】

従業者が、現に介護・看護サービスの提供を行っているときに利用者に症状の急変が生じた場合その他必要な場合は、管理・運営規程に基づき速やかに当該協力医療機関（西の京病院）への連絡を行う等の必要な措置を講じます。
---

6. 利用料金

入居までに支払う費用	なし	あり
債務の担保：家賃相当額の4ヶ月分 336,000円（非課税）		
名 称	敷金	
敷金の返還	居室の明け渡しが完了したときは、遅滞なく、敷金の全額を無利息で返還致します。但し、利用料等（家賃相当額、管理費、手厚い看護・介護職員に係る費用、食費）の遅滞、原状回復に要する費用、その他の債務が存在する場合には、当該債務の額を敷金から差し引くものとします。尚、敷金の返還にかかる振込み等の費用は、ご負担頂きます。	

【介護保険給付以外のサービスに要する費用】

月額の利用料の額

管 理 費	共用設備等の維持管理費、水道光熱費、 介護ベット、寝具を含む	72,900 円
食 費	1日 3食 おやつ（定食方式） 食材料費、給食業者委託費等	64,080 円
水道光熱費	管理費に含む	0 円
家賃相当額		84,000 円

利用者の個別的な選択による介護サービス利用料

人員配置が手厚い場合 の介護サービス	なし	○あり	配置基準2.5対1以上の手厚い看護・介護 職員体制による介護サービス料 16,500 円
個別的な選択による 介護サービス	なし	○あり	「あり」の場合、その内容及び利用料 介護サービスの一覧表 参照
その他に必要な 月額利用料	○なし	あり	「あり」の場合、その内容及び利用料
その他、一時金及び 利用料以外に必要な 利用料	なし	○あり	「あり」の場合、その内容及び利用料 おむつ代実費 介護サービスの一覧表 参照

\* 当施設は、介護保険サービスの「個人情報の利用目的」を別添のとおり定め、その  
取り扱いには最新の注意を払い使用致します。

私は、本書面に基づいて、事業者から上記重要事項説明の説明を受けたことを確認しました。

年 月 日

説明者 印

---

入居者 印

---

入居者との続柄

---

身元引受人 印

---

医療法人康仁会  
介護付有料老人ホーム メビウス大和郡山  
重要事項説明書 追加事項

「個人情報保護方針」

当施設は信頼の介護・看護に向けて、入居者さまに良い介護・看護を受けていただけるよう日々努力を重ねております。「入居者さまの個人情報」つきましても適切に保護し管理することが非常に重要であると考えております。そのために当施設では、以下の個人情報保護方針を定め確実な履行に努めます。

1. 個人情報の収集について

当施設が入居者さまにの個人情報を収集する場合、介護・看護および入居者さまのサービスにかかわる範囲で行います。その他の目的に個人情報を利用する場合は目的をあらかじめお知らせし、ご了解を得た上で実施いたします。ウェブサイトで個人情報を必要とする場合も同様にいたします。

2. 個人情報の利用および提供について

当施設は、入居者さまの個人情報のご利用につきましては以下の場合を除き、本来の利用目的の範囲を越えて使用いたしません。

- ◎ 入居者さま又はご家族の了解を得た場合
- ◎ 個人を識別あるいは特定できない状態に加工して利用する場合－①
- ◎ 法令等により提供を要求された場合

当施設は、法令の定める場合等を除き、入居者さまの許可なく、その情報を第三者－②に提供いたしません。

3. 個人情報の適正管理について

当施設は、入居者さまの個人情報について、正確かつ最新の状態に保ち、入居者さまの個人情報の漏えい、紛失、破壊、改ざん又は入居者様の個人情報への不当アクセスを防止することに努めます。

4. 個人情報の確認・修正等について

当施設は、入居者さまの個人情報について入居者さま、ご家族が開示を求められた場合には、遅滞なく内容を確認し、当施設の「個人情報の提供等に関する指針」に従って対応いたします。また、内容が事実でない等の理由で訂正を求められた場合でも、調査し適切に対応いたします。

5. 問い合わせの窓口

当施設の個人情報保護方針に関してのご質問や入居者さまの個人情報のお問い合わせは、1階事務所にてお受けいたします。

6. 法令の順守と個人情報保護の仕組みの改善

当施設は、個人情報の保護に関する日本の法令、その他の規範を順守するとともに、上段の各項目の見直しを適宜行い、個人情報保護の仕組みの継続的な改善を図ります。

平成23年6月1日

医療法人康仁会

介護付有料老人ホーム メビウス大和郡山

## 「個人情報の利用目的」

介護付有料老人ホーム メビウス大和郡山では、入居者の尊厳を守り安全に配慮する理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

### 【入居者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

1. 介護付有料老人ホーム メビウス大和郡山内部での利用目的
  - ・当施設が入居者に提供する介護サービス
  - ・介護保険事務
  - ・介護サービスの入居者に係る当施設の管理運営業務のうち以下の業務
    - －入退居等の管理
    - －会計・経理
    - －事故等の報告
    - －介護・医療サービスの質の向上
2. 他の事業者等への情報提供を伴う利用目的
  - ・当施設が入居者に提供する介護サービスのうち以下の業務
    - －他の病院、診療所、薬局、訪問介護ステーション、介護サービス事業所との連携照会への回答
    - －入居者の診療にあたり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
    - －検体検査業務の委託、その他の業務委託
    - －情報システムの運用・保守業務の委託
    - －ご家族様への心身の状況説明
  - ・介護保険事務のうち
    - －保険事務の委託
    - －審査支払機関へのレセプト請求
    - －審査支払機関又は保険者からの照会の回答
  - ・損害賠償保険等に係る保険会社等への相談又は届出等

### 【その他の利用目的】

1. 当施設の内部での利用に係る利用目的
  - ・当施設の管理運営業務のうち以下の業務
    - －介護・医療サービス業務の維持・改善のための基礎資料
    - －当施設において行われる事例研究
2. 他の事業所への情報提供に係る利用目的
  - －外部監査機関への情報提供

医療法人康仁会  
介護付有料老人ホーム メビウス大和郡山  
重要事項説明書 追加事項

「重度化した場合における対応に関する指針」

1. 急性期における医師や医療機関との連携体制

メビウス大和郡山のご入居者様に、体調の急変などが発生した場合には、緊急対応マニュアルに基づき速やかに対応いたします。入院が必要な場合は速やかにご家族様に連絡し、西の京病院または入居者、身元引受人の希望する医療機関への入院を調整いたします。また、急性増悪時等においては、協力医療機関の医師、またはその指示による看護師の訪問対応により、医療処置を行うことも可能です。

協力医療機関

住 所	住 所	電話番号
西の京病院	奈良市六条町102 - 1	0742-35-1121

2. ご入居者に対する日常的な健康管理

看護師は、入居者の日常の健康状態を把握し日常的な健康管理に努めます。

3. 入院期間中における居住費や食費の取り扱い

入院期間中の食費は欠食分として減算し、提供日の請求とします。ただし、家賃、管理費、手厚い看護・介護職員体制に係る費用については定額での請求といたします。

- (1) 家賃相当額 定額の請求 (84,000円/月)
- (2) 管 理 費 定額の請求 (72,900円/月)
- (3) 手厚い看護・介護職員体制に係る費用 定額の請求 (16,500円/月)
- (4) 食 費 提供日の請求

私は、本書面に基づいて事業者から「個人情報の利用目的」、「重度化した場合における対応に関する指針」の説明を受けたことを確認しました。

年 月 日

説明者 印

---

入居者 印

---

入居者との続柄

---

身元引受人 印

---